

令和6年第3回臨時会

松崎町議会会議録

令和6年5月10日開会

令和6年5月10日閉会

松崎町議会

令和6年松崎町議会第3回臨時会会議録目次

◎第1号（5月10日）	
○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名について	3
○会期の決定について	3
○議案第42号 専決処分の承認を求めることについて （松崎町税条例の一部を改正する条例）について	4
○議案第43号 専決処分の承認を求めることについて （松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について	9
○議案第44号 専決処分の承認を求めることについて （令和6年度松崎町一般会計補正予算（第1号））について	12
○議案第45号 令和6年度松崎町学校給食共同調理場建設工事請負契約について	17
○閉会の宣告	24
○署名議員	25

令和6年第3回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年5月10日（金曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 専決処分の承認を求めることについて
（松崎町税条例の一部を改正する条例）について
- 第 4 専決処分の承認を求めることについて
（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について
- 第 5 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度松崎町一般会計補正予算（第1号））について
- 第 6 令和6年度松崎町学校給食共同調理場建設工事請負契約について

出席議員（8名）

1番	藤井昭一君	2番	菜野良枝君
3番	高橋良延君	5番	田中道源君
6番	小林克己君	7番	高柳孝博君
8番	藤井要君	9番	深澤守君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	深澤準弥君	副町長	木村仁君
教育長	平馬誠二君	総務課長 兼防災監	糸川成人君
企画観光課長	八木保久君	窓口税務課長	大場千徳君
健康福祉課長	鈴木悟君	教育委員会 教育事務局 局長	松本利之君
健康福祉課 保険年金係長	深沢清香君	窓口税務課 課税係長	齋藤裕太君
教育委員会事務局 学校教育係長	齋藤聡君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田口文人君 書記 飯田聖君

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年松崎町議会第3回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

撮影について申し出がありましたので許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（深澤 守君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（深澤 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において5番、田中道源君、6番、小林克己君、補欠、7番、高柳孝博君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（深澤 守君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◎議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）

○議長（深澤 守君） 日程第3、議案第42号専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤隼弥君） 議長。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤隼弥君） 失礼いたしました。議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○窓口税務課長（大場千徳君） 議長、番外。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） はい。それでは、議案第42号専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）について、説明させていただきます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分した松崎町税条例の改正について地方自治法第179条第3項の規定によって、改正内容について報告し、承認を求めます。2枚目をお願いいたします。こちらは、専決処分書になります。下の専決理由にありますように、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、松崎町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分を行ったものです。

次のページをお願いします。ここからが、今回の改正文になります。改正文は、全部で11

ページから成ります。また、改正文の後に議案第42号資料その1として、17ページに渡って、新旧対照表を付けさせていただいております。新旧対照表は、左側が改正前、右側が改正後となっていて、改正箇所にはアンダーラインを引かせていただいております。なお、この改正につきましては、総務省自治財務局から示された改正事例に倣って改正したものでございます。改正内容につきましては、提案書の一番後にあります資料その2改正概要により、説明させていただきます。まず1の個人住民税の関係です。賃金上昇が物価高に追いついていない国民負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が行われます。個人住民税につきましては、令和6年度分の個人住民税から納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円が、減税されます。この減税により、(1)の③にありますように、住民税のそれぞれの徴収方法における特別控除の規定を新たに設けました。また、特別税額控除の対象となる所得の額に(2)の①にある上場株式等配当所得の分離課税等の所得を含める読み替え規定を追加しました。次に固定資産税の関係です。再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電について、わがまち特例の割合を定める規定を設けました。また、認定長期優良住宅にかかる特例について、申請書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合に、特例を適用できる規定を新設しました。また、土地の負担調整措置を3年間延長させていただきました。3のその他です。町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免にあたり、大規模災害があった際、被災地において災害減免の適用があることが明らかな場合は、職権による減免を可能とする規定を追加しました。その他、今回の法改正に伴う項ずれの修正をさせていただきました。

説明は以上でございます。最初に申し上げましたとおり、今回の条例改正は、法改正に伴う改正となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。質疑を許します。

小林君。

○6番（小林克己君） 6番。今回のやつは、法改正のもとによって改正される内容でありますので、この、もとの中の内容に関しては、これという質問は無いがですけども、けっこう多岐にわたり、いろいろな改正がされると思います。それによって、ダブルチェックという形でチェックして、行政サービスに間違いがないように住民サービスをしていただきたいという思いがあります。この法改正とか何かによっての、このいろんなチェックをするため

のダブルチェックっていうのは、当局のほうは、ちゃんとしっかりされてるような体制はとられているのでしょうか、それだけお伺いします。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） 本条例改正につきましては、例規審査委員会というのが町に設けられていまして、そちらでしっかりチェックした上で、上程させていただいております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 5番。ちょっと、お聞きしたいなと思います。資料の2のその2のその他の項目の中で、（1）番で、職権による減免を可能とする規定の追加というところがあるんですけども、大規模災害があった時に、町長の権限によって減免を認めることができるということで、これまでより使い勝手が良くなってるんだろうなと、推測いたします。

その大規模災害っていうのは、国が指定した、こういうものだよっていうのがあるのかどうかということと、今までですと、災害があった時、とにかく写真を撮っておいてくださいというのを、被災者の方に言っていたんですけど、ある程度そこが、そうでなかった場合でも対応が可能になる可能性があるのか、この2点ちょっと聞きたいと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） まず原則的に、大規模災害っていうのは、災害基本法に基づく大災害っていう形に準ずる形になります。基本的に、能登のあの震災を受けて、いろんな形で、この部分が改正されてきているのではないかと読み取れるところではありますけれども、やはり災害が起こった後の復興の時間のかかりが非常に長いということで、その地域がいろんな弊害を受けるとということで、今回のやつも、写真を撮、前は写真を撮っておくことが、必須であったところではございますけれども、そういったものは無く、スピーディーに行えるようにという形になっています。ただ、それがある程度基準を設けなければ、いろんな弊害もあるものですから、そういう状況でございます。その他の災害についても、原則は、その基準、災害基本法に基づく基準を基にやるので、それ以外については、今までどおり写真とか、そういった証拠物件をできるだけ用意していただけるチャンスがあれば、そうしたものを用意してもらって、対応を検討していく形にはなると思います。明らかに大災害で、わかっているものであれば、今回の能登のように対応できるかと思っておりますけれども、それ以外の部分、見えないところについては、犯罪抑止の部分も含めて検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 議案第42号資料について質問いたします。

個人住民税、今回は定額減税という大きな改正があったわけですけれども、私、当初予算の時にも質問いたしましたけれども、この定額減税によって松崎町、当町の住民税にどのくらい影響するのかということ、まずお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） まだ試算の段階ではございますが、当町の影響額のほうは、約2千万円を見込んでおります。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 2千万円ということですが、これ当然、減収になるわけですね。税にとっての、この減収の補填といいますか、そういったものがされてくるのかどうかお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） この減収分につきましては、地方特例給付金（減収補填特例交付金）という形で、全額補填されます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） その他の次のページですが、固定資産税のところ、附則第10条の2のところ、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のためとか、それから、その次の②の優良住宅にかかる特例についてということで、申告、提出が無い場合でも、できるこれは、町長の裁断のところとは別に、新たに、何か、求められた、どういう目的でこれを新規に作られたかというのを、1点お願いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） 固定資産税の心地よく歩きたくなるまちなか創出のための、この部分だと思いますが、これにつきましては、民有地を公共用地と併せて利用する場合の軽減措置でありまして、となります。3番の新設理由、こちらについても、あくまでも法的な改正の中で、改正をさせてもらっているところになります。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 例えば、優良住宅っていうのは、どういうのを優良住宅っていうのかわからないですけど、その優良住宅を、多分推進したいために目的として減税するんだと思いますけど、そこらへん、どういう条件付けられてるんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） 申し訳ございません。優良住宅につきましては、長期に使用するための構造及び設備を有していること、住居環境への配慮を行っていること、一定面積以上、1戸建ての建物ですと75㎡以上の住居面積を有していること、維持、保全の期間、方法を定めていること、自然災害への配慮を行っていること等の条件を満たして、県知事の認定を受けた住宅となります。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 同じ、その他のところの一番上の（2）の法律改正に合わせて改正ってとこ、たくさんあるんですけど、もっと簡単にわかりやすく、たとえば株式の分離課税のところ、簡単に説明をお願いできたら。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） 1番、法改正に合わせた特別控除ということで、よろしいでしょうか。いいでしょうかね。

○7番（高柳孝博君） こちらに詳しく書いてあるかも知れないですけども、全部読んであげると大変なので、簡単にわかる範囲で結構ですので、わかりやすく説明願います。

○窓口税務課長（大場千徳君） 特例によって改正するもの、かなりございます。よろしければ、変わった部分の資料を提供させていただくということでもよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 固定資産税の関係でございましてけれども、あれですね、1も2も、そうなんですけど、特例の割合を定める規定ってことでありますけれども、これは、あれですか。いろいろ、こう、幅があって、まあ、パーセントが、たとえば、10%から30%ぐらいまでとか、そういう内容によってということで、うちの方は、そういうこと、ある程度は決めて作ってあるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） この規定につきましては、わがまち特例という形になるかと思いますが、地方税法で定める範囲の中で町が定めることになっておりまして、町の方は、国の方の基準を採用させていただいております。それぞれの法において、いくつからいくつまでと、幅を持たせてあるもので、その中で市町で定められるってことになってますので、町は、その中の基準になる数値を採用させていただいております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） わがまちのやつで、ちょっと、事例、該当すると思うようなのがあれ

ば、事例がわかれば簡単にでいいです。説明できます。それとも、後からのほうがいいのか
な。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） 今現在、わがまち特例ということで、該当するような案件が
ございません。

○議長（深澤 守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改
正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

（午前 9時21分）

◎議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例）

○議長（深澤 守君） 日程第4、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（松崎

町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長(深澤 守君) 町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第43号、専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてでございます。

詳細は、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(深澤 守君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(鈴木 悟君) それでは、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて(松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について、説明をさせていただきます。

この件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

一枚めくっていただきまして、専決処分書をご覧ください。下段に理由を記載してございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が、令和6年3月30日に公布され、令同年4月1日から施行されるため、松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、第20条第1項第2号中、29万円を29万5千円に改め、同項第3号中、53万5千円を54万5千円に改めるものでございます。変更となる部分につきましては、1枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。そちらのほうをご覧くださいと思います。下線の表示の箇所となります。第20条第1項第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額が、現行の29万円から、29万5千円に引き上げられます。次に最後のページの第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額が、現行の53万5千円から、54万5千円に引き上げられるものでございます。これは、物価の動向等を踏まえたものとなっております。

繰り返しになりますが、今回の改正におきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(深澤 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） これでも5千円上がるということなんですが、この5千円上がることによって、限度額を超えとか、そういったようなことは考えられるのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） この改正に伴いまして、影響を受ける世帯というような解釈でよろしいでしょうか。そういった場合でいきますと、5割軽減の世帯につきましては、現行167世帯が169世帯ということで、2世帯増えるってというような状況でございます。2割軽減の世帯につきましては、現行123世帯が126世帯位になりますので、3世帯増という見込みを立てているところでございます。

○議長（深澤 守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を挙手により、採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手、全員であります。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

(午前 9時27分)

◎議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松崎町一般会計補正予算（第1号））

○議長（深澤 守君） 日程第5、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松崎町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

議題の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松崎町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせていただきます。

○総務課長（糸川成人君） 議長番外。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長（糸川成人君） それでは、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松崎町一般会計補正予算（第1号））について説明をさせていただきます。

本議案は、静岡県知事の突然の辞職に伴い、県知事選挙が、急遽、執行されることになったこと、また、物価高騰に対するため、令和6年度に新たに住民税が非課税になった世帯、又は、均等割のみとなった世帯に対して、1世帯あたり10万円の給付金を支給するため、又は定額減税しきれなかった世帯への調整給付金を給付するため、対象者を把握し、給付額を算定するためのシステム改修を行い、給付事務を迅速に進める必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年4月11日に、一般会計補正予算の専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

お手元の一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、961万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、44億9061万3千円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表でご説明いたします。

2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算の補正額になります。まず、歳入から、ご説明いたします。款、項、補正額の順に読み上げます。14款国庫支出金、2項国庫補助金77万

円。15款県支出金、3項委託金、884万3千円、歳入合計、補正前の額、44億8100万円。補正額、961万3千円、合計、44億9061万3千円でございます。続きまして、歳出、3ページになります。同じく、款、項、補正額の順に読み上げます。2款総務費、4項選挙費、884万3千円、3款民生費、1項社会福祉費、77万円、歳出合計、補正前の額、44億8100万円、補正額961万3千円。合計、44億9061万3千円でございます。

続きまして、補正額の財源内訳について、ご説明いたします。6ページをお願いいたします。今回の歳出の補正額は、合計で961万3千円でございますが、こちらの財源につきましても、すべて国県支出金、961万3千円となっております。

それでは、歳入、歳出の事業について、ご説明いたします。まず、歳出から、ご説明いたします。9ページをご覧ください。2款4項5目、静岡県知事選挙費に884万3千円を計上しました。内訳といたしまして、1節報酬、224万6千円でございますが、投票管理者延べ31人分、投票立会人延べ64人分や開票管理者2日分、開票立会人5人分、選挙事務を行ってもらう会計年度任用職員4人分への報酬となります。3節職員手当等、288万円でございますが、期日前投票や選挙事務等に掛かる時間外手当、期日前や投開票、当日の休日勤務手当等の手当となります。10節需用費、120万円ですが、事務用、啓発用の消耗品に65万円。入場券や封筒の印刷製本費に20万円。投票立会人等にかかる弁当代等、食料費、25万円等となっております。11節役務費、56万2千円ですが、入場券等を送付するための郵便料に40万2千円。計数機、投票用紙交付機の点検料、10万5千円等となっております。10ページをご覧ください。12節、委託料、55万円ですが、ポスター掲示場の設置及び撤去に掛かるシルバー人材センターへの労務委託25万円、入場券の印字業務委託15万円、投票用紙読取分類機ファイル作成業務委託15万円となっております。続いて、11ページをご覧ください。3款1項18目、価格高騰重点支援給付金（新住民税非課税世帯分）事業費、12節委託料、11万円は、令和6年度に新たに住民税が非課税となった世帯に給付金を給付するため、対象者の抽出や、子供加算機能を含むシステム改修業務委託となります。19目、価格高騰重点支援給付金（新住民税均等割のみ課税世帯分）事業費、12節委託料、11万円は、令和6年度に新たに住民税が均等割のみとなった世帯に給付金を給付するため、対象者の抽出や、子供加算機能を含むシステム改修業務委託となります。20目、価格高騰重点支援給付金（調整給付金分）事業費、12節委託料の55万円は、住民税や所得税から定額減税しきれなかった分を補足する調整給付金の算定にかかるシステム改修業務委託となります。

続きまして、歳入ですが、7ページをお願いいたします。14款2項1目、総務費国庫補助金

77万円は、価格高騰重点支援給付金に掛かる分で、全額国庫補助金で対応するものとなります。8ページをお願いします。15款3項1目、総務費委託金、884万3千円は、静岡県知事選挙にかかる事務の分で、全額県の委託金で対応するものとなります。県知事選挙への早急な対応や住民税非課税者等に一刻も早く、給付金を届けるための対応となりますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 3番。ちょっと9ページで、これ、特に、予算ということの関連はありませんが、1の報酬のところ、選挙に携わる方が結構多いわけですね。そういう中で、松崎は投票区、15投票区あったと思います。隣の西伊豆は、確か松崎の半分ぐらいの投票区ではなかったかと記憶しておりますが、この松崎の15投票区というのは、非常に隅々までいってということでは良い形であったと思いますけれども、やはり、今後、その隣も同じような人口の中で、半分ぐらいのあれで済んでいると言うような中で、この投票区の再編ていうか、見直してていうのをどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長（糸川成人君） こちらの投票区、確かに15投票区ということで、隣の町と比べると、かなり多い投票区というようになっておりますけれども、やはり投票という権利というものをなるべく多くの方に投票していただくというような形で、今まで減らしてこなかったというような経過もありますので、今後、そういうところも検討しながらですね、様子を見ていきたいなと思っています。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） その検討が必要ということは理解できます。確か伊豆市のほうでしたかね、中山間地のほう、バスで行って期日前投票って長いわけです。だけど、土曜日とか金曜日とか、その中の1日とか、2日バスで行って、そこで投票してもらおうというやりかたということを僕は、なんかニュースで聞きました。そういったいろいろなやりかたがあると思います。そういったことも含めて、是非検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 2番。選挙の関係でお伺いします。直近の選挙管理員会でわかっている有権者数を教えていただきたいのと、先ほど高橋議員からありましたけれども、期日前投票、特に県知事選、長くなっておりますので、投票区もそうなのですが、期日前投票の時間についても、ちょっと考えていく必要があるかと思えます。そちらのことについてもお答え願います。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長（糸川成人君） 申し訳ございません。当日の有権者数については、ちょっと手元に資料持って来ておりませんので、申し訳ございません。あと、期日前の期間というのは、確かに今日から前日の25日まで、期日前投票ということで行われているわけです。時間も8時30分から午後8時までというような形で、長時間に渡ってというような形になっておりますが、有権者の方が、平日というか、仕事を持たれている方が、当日どうしても投票に行けない方が、なるべく多くの方に投票していただくというような形で、こういう期間、設けられているということになりますので、こちらのほうも今後の検討課題ということで、検討していければなということでございます。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 2番。こちら期日前投票、とても長くて、投票管理者とか立会人さんの負担も大きいものですので、以前は2人体制、2人で交代ですのような形もとられていました。これから検討課題ということですので、是非検討していただきたいと思えます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 11ページのところの歳出の方ですけれども、やってる作業、電算システムの改修については3つの項目に分けてあるわけですけれども、これって作業っていうのは一括でやられるのか、そして、この会計の分かれっていうのは、国から歳入でやってあるんですけど、それは改修したごとに検証していくのか、一括で検証されるのか、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） こちらの価格高騰重点支援給付金の新住民税非課税世帯、それから、19目の新住民税均等割のみ課税世帯、それから20目の調整給付分とありますが、18目と19目につきましては健康福祉課のほうで対応させていただきまして、20目の調整給付金分につきましては窓口税務課のほうでの対応となっております。また、こちらのシステム提供につきましては、4月の17日に契約をさせていただきまして、その後、ベンダー、電算会社の方と、

いろいろ処理にかかるものを行いまして、提供的には7月の初め頃を予定しているということ
でございます。そのような形で、18目と19目につきましては、今後の流れといたしますと、給
付金分につきましてはと事務費分につきましては、6月の補正の方で対応させていただきまして、
申請書の送付等は8月からというような形になります。どうしても時間的にベンダーの手続き
であるとか、システム改修、そういったものにかかりますので、先にこのような形で対応させ
ていただいている状況でございます。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（大場千徳君） 20目の調整給付金の関係ですけれども、今健康福祉課長が言
ったのと同じような形で推移しております。実際、給付の方は9月、7月に通知を、7月の
下旬に改修が終了する予定でございますので、それから通知をして、随時給付の方進めて行
きたいと考えています。

○議長（深澤 守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を集結したいと思います、これにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度松崎町一般会計
補正予算（第1号））の件を挙手により、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(午前 9時46分)

◎議案第45号 令和6年度松崎町学校給食共同調理場建設工事請負契約について

○議長（深澤 守君） 日程第6、議案第45号 令和6年度松崎町学校給食共同調理場建設工事請負契約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第45号、令和6年度松崎町学校給食共同調理場建設工事請負契約についてでございます。

詳細のほうは、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） それでは、議案第45号、令和6年度松崎町学校給食共同調理場建設工事請負契約についてご説明をさせていただきます。

令和6年4月24日、指名競争入札に付したところ、別添入札結果表のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約となりました。この結果に基づき、3億1680万円で、河津建設株式会社と仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めるものでございます。

本事業につきましては、伏倉の町営住宅の跡地に新たな調理場を建設をいたしまして、現共同調理場機能を移すことを目的としております。調理場は、建築から54年が経過しておりまして、老朽化に加え、一部学校給食衛生管理基準にそぐわない部分がございます。そのようなことから、これまで幾度となく建て替えの話題が上がってございましたが、その都度、様々な理由から先送りせざるを得ない状況となり、現在に至っております。その後、老朽化が原因と思われる様々なトラブルが発生し、現調理場の建設をこれ以上先送りできない状況となってまいりました。そこで、令和4年度、関係者の皆さんに大変タイトなスケジュールの中で用地選定にご協力いただき、令和5年度には基本設計、実施設計が完了し、今回、工事着手ができる段階となったものでございます。

詳細につきましては、資料として、建設工事請負仮契約書、工事概要及び図面類を添付しましたので、そちらをご覧くださいと思います。施設概要につきましては、鉄骨平屋建て、

412㎡。1日350食を提供できる能力を持った共同調理場を建設するものでございます。今回の契約は、施工期限を令和7年3月19日としております。共同調理場の躯体を令和6年度の3月末までに完成させまして、令和7年度の1学期中に、調理機器類の購入、設置ですとか、現在の調理場からの移設を行いまして、2学期から稼働をさせていきたいというようなスケジュールを目標としております。

繰り返しのなってしまうんですが、本議案では、園児、児童、生徒それからその保護者のために、一早く安全な給食を安定して提供できる環境を整備することを目指すべき目標としております。一日も早くこの環境を実現するため、何卒ご理解をお願いいたします。

説明は以上になります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終ります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 2番。入札についてお伺いします。これによると、2回入札されたけれども、不調に終わり、随意契約になったということですが、こういったケースというのはよくあることなんでしょうか。お伺いします。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） こういったケースは想定はされて、こういったものに対応するルールというものはあるところではございますが、そうそうよくあることではないと認識しております。

○議長（深澤守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 6番。この給食共同調理場建設工事にあたりまして、この当該地区、伏倉区の総会があった点での、その場での話しが上がった点を質問したいと思います。

区の総会で、排水における容量であったり、安全性はどうかという疑問がありました。まず1点、先にこれをお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 区の総会で出た事項ということでございますが、1日の排水の量というのが8トンということで、地元の説明会では説明させていただいております。その排水でございますが、当然、施設内のいる職員が少ないもんですから、大した量ではありませんけれども、し尿につきましては、合併処理浄化槽で処理をされたもの、それか

ら、厨房で発生する排水につきましては、厨房専用の浄化槽で処理されたものが排出される。こちらの総量、併せて先ほど申し上げた量が想定をされるというようなことで、これは昨年度、令和5年度の地元説明会で、こちらのほう説明をさせていただいている事項でございます。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 総会の方でも、そういう話が役員の方々からありましたので、相違がないので安心しました。2つ目ですけれど、施設まで行く間の道路で、民間住宅の垣根があることによって、狭隘箇所交通危険な箇所があるっていうところで、それへの対応というか、これをどうしたらいいのかっていう、町の方にも問いかけてはいるけれども、一応把握されていると思うんですけども、一応、町のほうから、ちょっと声かけをお願いしてっていうような話は、総会の時に上がりましたけれども、このような形で、声かけっていう対応は可能なんですかね。

○議長（深澤 守君） すみません。今回、契約のことについてなんで、少し議題に外れてると思いますけど。

○6番（小林克己君） はい。じゃあ、わかりました。

○議長（深澤 守君） よろしいですか。

○6番（小林克己君） はい、いいです。

○議長（深澤 守君） すみません。今回、契約のことについてなんで、契約のことについての質問をお願いします。

○6番（小林克己君） はい。じゃあ、終わります。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今回、前に説明があったかと思えますけれど、1点目。災害の時に、停電とかしてると。

○議長（深澤 守君） すみません。契約のことについてお願いできますか。

○7番（高柳孝博君） ですから、災害に対する設備の契約とかなんかは、含まれているんでしょうか。なんか、そういう設備があるのか、ないのか。あるとすれば、そういう契約が含まれて、今回、全て完了させるということでしょうか。

○議長（深澤 守君） 内容については、これ、議論していると思うんで。皆さんが理解したうえで、予算を組んでると思うんですけど。その点について、いかがですかね。

○7番（高柳孝博君） 確認しちゃいけないですかね。

○議長（深澤 守君） あまり好ましくないんですけど。

○7番（高柳孝博君） いや、わからないから質問している。

○議長（深澤 守君） これ予算通してるんで。その辺は最初から理解した上で予算を通してもらわないと、すごく困って予算、作ってる段階でそこを確認しますってのもおかしな質問だと思いますけれど。

○7番（高柳孝博君） 例えば。

○議長（深澤 守君） わかりました。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） ごめんなさい。ご質問の趣旨なんですけれども、災害の時、例えば停電だとか、そういったことに対してのこの施設としての稼働が担保されるような対応がとられているかということによろしいでしょうか。それでよろしいですか。

この施設自体が、停電といいますか、大雨のような対応の時っていうのが、この施設っていうのは、そもそも学校の給食を提供するための施設になります。大雨等が想定される時、学校は休校になるケースが多々ありますので、そこまで、どういった時にでも止まることなく稼働するよなというような、そこまでの策というのはとっておりません。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 8番。なかなか、厳しい入札だったということのを伺えるわけですけども、昨日ですね、現場、またちょっと見に行ってきたわけですけども、あそここのとこ、今、土砂っていうか、土とかいっぱいあるわけですけども、それは撤去するっていう、これにも、関係として金額は入っているのかなって思いますけれど、この前より土なんか若干増えていると思うんですよ。捨ててある場所がちょっと確実性がないわけですけども、どこにずれるかと。そしてあと1点、これは工事関係ですけども、これの工事に対する監理っていう、監理会社っていうのは別でまたやるのか、そこらへんをちょっと聞きたいと思えますけど。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） まず最初のご質問の土砂の件についてでございます。

土砂につきましては、今現状、昨年度まで産業建設課の管理地ということで、産業建設課で排出する土砂を一旦仮置きをするような場として、今使われております。そこに使われている土砂を一旦、この工事でどかしましてですね、そのどかした用地のほうに建設をするというような形を検討して計画をしております。どかす場所につきましては、今産業建設課の方と調整を進めておまして、近隣の処分地にですね、持っていくというような形で、調整を

しているところでございます。工事の監理の関係でございますが、こちらにつきましては、工事の設計をしております、令和5年度に設計を委託をしました業者さんに監理をお願いするというので、話を進めてございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） その関係解りましたけれども、これ監理費用が含まれているとかっていうことじゃないわけですよね。まあ、その監理費用、議長に怒られちゃうかもわかりませんけれども、どれくらいの金額になるのか、土砂の撤去費用は含まれていないと、含まれているんですか、じゃ、最後の1点だけ。

○議長（深澤守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 監理の費用ということでございますけれども、当初予算の中でもお示しをしてございますように、360万円程度の予算の方を計上させていただいております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 5番。今回の入札結果ですけれども、1回目が不調というんでしょうか、に終り、2回目の入札になりっていう中で、1番最初の1回目の入札の時の1番下の金額でのが3億3千万てところから、だいたい3千万ちょっと、1割近く下がった金額が2回目の方に出て来てるわけですが、今回は新築といいますか、新しく作るので、想定外のことってなかなか起こりにくい話かとは思いますが、材料が高騰してたりってこととか、いろいろなことが加味された上で、3億3千万てのが上がって来てるんだろうなと推測するんですけれども、これを不調に終わったからということで、1割くらい下げた中で、こちらで期待しているものっていうのがしっかりできるのか、大丈夫なのかなっていう心配があるんですけど、そこについての不安っていうのは、もう考えなくても大丈夫でしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） そちらの部分につきましてはですね、当然、議員おっしゃられるような心配があるのは、私どもも承知をしてございます。こちらの随意契約に繋がるためのその見積をご提出いただく際のお打ち合わせの中でも、業者さんとはそういうお話しをさせていただいております、今回のこの原因でのは、積算は、令和5年度に行いまして、6年度の4月1日にですね、入札のお声がけを皆さんにさせていただいたと、この間、我々としては、非常に短い間かなという感覚でいたんですけれども、この間ですね、円安による輸入品の物価の上昇ですとか、電気料の高騰、それに伴う建設資材の高騰、あと、働

き方改革等の関連法の適用によります人件費の上昇ですとか、想定できないくらい的大幅な価格の高騰があったというようなことを聞いております。こういった部分を、今後現場を進めて、現場を見ながら、現場を十分に詰めながらですね、今後の対応をはかっていきたいなと、できる調理場の品質については、著しく損うこと無く、確実な物を建てていきたいなというふうに考えてる次第でございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 5番。こういう似たような事例っていうのが、過去に旧依田邸、今の温泉施設作る時に似たようなことあったなあと、ちょっと思い起こしまして、業者さんたちが出して来たものからだいぶ下げて、それで予算を通した結果、たとえば最近、やっとな舗装になりましたけれども、砂利の部分がそのままであったり、雨樋のところは、実は予算ついてなかったけど、業者さんが好意でというか、自腹でやってたりとか、そういったことがあまり上手い話ではないだろうなと思っておりまして、やっぱり子供らの食事を作る大切な大事な施設でございますので、そこは目をつぶろうとか、そういうことなくしっかりと、ちゃんとした施設を作る上で必要なお金というのは出さざるを得ないということだと思いますので、変に値切ったが故に、あそこがまだ終わっていないんだよね、とかってことがないようにして欲しいなっていう願いを込めて、今質問したんですけれども。そのうえで、そういった心配ってしなくても大丈夫でしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 入札の原則の中で、設計額に対しての入札っていうのがありまして、設計額について、入札をやる時に予定価格というのが決まります。予定価格の後に、最低制限価格というのがありまして、そこに、予定価格に届かなかったというケースが、今回のケースになります。今おっしゃるように、物価高騰とかいろんな経過が、急激に今回の場合出て来ておりまして、その中で調整をしていただくというような形での落札、随意契約という形になっておりますので、やる方というか、受ける方の企業さんも、決して悪い物作るというようなところは見受けられませんので、そこはやっぱり、信頼関係とお互いの設計、監理の部分お話しが先ほどありましたけれども、その部分でしっかりと遂行していくことにはなりますので。さっき言っていた前の依田之庄とは、ちょっと形態が違うかなとは考えています。そこは業者さんの方とも調整しながら、しっかりとしたものを作っていくということに、将来に向けてしっかりと監理もしていただくような進行を進めてまいります。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 今回の入札にあたって、工事内訳書みたいなやつも一緒に入ってるか
と思います。それにおいての1回目の落札の時のやつでもかまいませんけど、工種による建
築工事、電気設備工事の個々の金額っていうのは、知ることはできますでしょうか。

○議長（深澤 守君） すいません。もう一回。

○6番（小林克己君） 今回の調理場の建設工事において、6工事が、1つの工事っていう形
で、調理場の建設になってると思いますけれども、例えば外構工事がいくらなのか、空調換
気設備工事がいくらなのかという内訳みたいな形のことは、工事内訳書として、金額の提示
ということはあったのでしょうか。もしもあったのであれば、個々の工事の金額とか何かを
知ることができるでしょうかっていうことを聞きたかったです。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） この、今回の最終的な見積りの3億1千何がしの内訳
というのは、まだ手元に取り寄せてごさいません。入札の時に、当然内訳書を付けて札が投
じられるわけですから、1番札に関しましては、1回目の札に関しましては、これ、資料と
して、私どもの手元にごさいますけれども、それ以外の物については、まだ、取り寄せてい
ないということでごさいます。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 1回目のやつで構わないですけど、それを知ることっていうことは
できますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 検討して後で回答するというところでよろしいですか。小林議員がそれ
で納得していただければ。

はい。じゃあ教育委員会で確認して対応していただけますか。

他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 1番。私は、本案に対して賛成いたします。一刻も早くですね、子供たちが安心して安定した給食を食べられるような、そういった施設を作っていただきたいと思います。そこで、食品を扱うということで、衛生面に大変気を遣っていただきたいと思いました。昨日ですね、大手のパンメーカーでですね、パンにネズミの一部が混入したなんてニュースがございました。こちらにおきましても、山の近くで、虫だとかそういったもの入る可能性もあるんじゃないだろうかと思いますので、そういったところに注意していただいて、やっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（深澤 守君） これをもって、討論を終了します。

これより、議案第45号、令和6年度松崎町学校給食共同調理場建設工事請負契約についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（深澤 守君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これにて、令和6年松崎町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時15分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員